

議案第17号

飯能市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（名称及び位置等の公示）

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

（1）消費生活センターの名称及び位置

（2）法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

（職員）

第3条 消費生活センターに、所長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

2 前項の消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

（消費生活相談員の人材及び待遇の確保）

第4条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（職員に対する研修）

第5条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第6条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により

得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をこのに公布する。

御名御璽

平成二十七年十月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百五十八号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 山本早苗
財務大臣 麻生太郎
文部科学大臣 下村博文

(政府の措置)

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第五条の規定 公布の日

二 第一条中不當景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中消費者安全法第十条の次に三条を加える改正規定(第十条の四に係る部分に限る。) 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(不當景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の不當景品類及び不当表示防止法第七条の規定の例により、事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上必要な措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第一条の規定による改正後の不當景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定により定められたものとみなす。

(消費者安全法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第一条の規定による改正前の消費者安全法第八条第一項第一号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者(事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。)は、第一条の規定による改正後の消費者安全法第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験(次項において單に「試験」という。)に合格した者とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者(事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。)は、第一条の規定の施行後五年以内に限り、試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の項中「第四十六条第一項」を「第四十七条(登録免許税法の一部改正)」に改める。

第八条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号の二の次に次のように加える。

五十の三 消費生活相談員に係る登録試験機関の登録

消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十五条の三
第一項(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数 一件につき十五万円

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

第九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第 第五十号の二」とあるのは「別表第一第五十号」と、「五十の三」とあるのは「五十の二」とする。

2 前項の場合において、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律附則第八条中「別表第 第五十号」とあるのは「別表第一第五十号の二」と、「五十の三」とあるのは「五十の三」とする。

十の二」とする。

第十一條に次の七項を加える。

事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権限（次項において「金融庁長官の権限」といふ。）について、第一項と同等又は

その一部を監査委員会に委託することができる。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委託されたもの）を除く。の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の

一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引

等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第六項の場合において、証券取引等監督委員会が行う報告又は物件の提出の命令（第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年

法律第百六十号)による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してものみ行うことができる。

第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第十七條を削り、第十六條を第十七條とする。

**第十五条の前の見出しを削り 同条を第十六条とし 同条の前は見出しとして「罰則」を付する
第十四条の次に次の二条を加える。**

(関係者相互の連携) ④開拓課題(以下、開拓課題回の題)、当該行政支援課題、各課題の裁量権、らの点で、は

第十五条 内閣総理大臣 関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にはあつては、当該行政機関)、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を図る二二七〇件用五つ窓表は本規約に添付する。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第一号中「第十

「六条又は」を削り、「各本条」を「同条」に改め、同条第二項第一号中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第二号中「第十六、条又は」を削り、「各本条」を「同条」に改める。

第十九条及び第二十条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十一條 第十一条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のためを利用して本則に次の二条を加える。

又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。

(消費者安全法の一部改正)

一条 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第八条・第九条」を「第八条・第九条」と、「第二節 消費生活センター」の

「第二節 消費生活センターの設置等（第十一条—第十二条）

第十一條」を
第三節 第四節 消費者公共の安全の確保のための協議会等(第十一条の三、第十二条の二、第十三条の八)に

〔第四十九条〕を〔第五十条〕に、〔第五十条—第五十五条〕を〔第五十一条—第五十七条〕に改め

第四条第二項中「知識及び」を「知識、技術又は」に改め、同条第五項中「第十条第二項」を「第

十条の「第一項第一号」に改め、「病院」の下に「教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体及び消費生活協力員」を加え、同条第六項中「啓発活動」を「消費者教育を推進し、及び」に改め、「消費生活に関する教育活動」を削り、「活動」の下に「を行うこと」を加える。

四 消費者安全の確保に関する事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

五 消費者安全の確保に関する事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合は、関係機関との連絡調整を行うこと。

第八条第一項の次に次の二項を加える。

三 都道府県は、市町村が前項各号に掲げる事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合は、他の市町村に委託しようとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行なうことができる。

第一項各号に掲げる事務に從事する都道府県の職員若しくはその職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八条の次に次の二項を加える。

(消費生活相談等の事務の委託)

第八条の二 都道府県は、前条第一項第一号に掲げる事務(市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。)及び同項第二号から第五号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

2 市町村は、前条第一項各号に掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

3 前二項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九条第一項各号を「第八条第一項各号」に改め、「提供」の下に「当該事務に從事する人材に対する研修」を加える。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 消費生活相談員を第八条第一項第一号イ及びロに掲げる事務に從事させるものであること。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 消費生活相談員を第八条第一項第一号及び第二号に掲げる事務に從事させるため、消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

第十条の次に次の二項を加える。

(消費生活センターの組織及び運営等)

3 前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市町村以外の市町村は、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる事務に從事させるため、消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

第十条の次に次の二項を加える。

二 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たつて条例で定めるものとする。

一 消費生活センター(前条第一項又は第二項の施設又は機関をいう。次項及び第四十七条第一項において同じ。)の組織及び運営に関する事項

二 第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項

三 その他内閣府令で定める事項



第七条及び第八条を次のように改める。

(事業者が譲すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

- 第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

- 第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が譲すべき措置に関するものとし、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

第八条の次に次の二条を加える。

(勧告及び公表)

- 第八条の二 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第七条第一項の規定に基づき事業者が譲すべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 第九条第一項中「命令」の下に「又は前条第一項の規定による勧告」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」と改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

- 第十条の見出し中「差止請求権」を「差止請求権等」に改め、同条中「適格消費者団体」の下に「(以下この条及び第十二条において単に「適格消費者団体」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

- 2 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、事業者が不特定かつ多数の一般消費者に対して前項各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が同項の規定による請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報

- を提供することができる。

- 3 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を第一項の規定による請求

- をする権利の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

- 第十二条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条第三項中「公正取引委員会」の下に

- 「事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官」を加え、「前項」を「前二項」に「速やかに」を「政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対する措置を定めるものとし、政令で定める事項があるため、事業者に対し、第六条の規定による命令又は第八条の二第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第九条第一項の規定による権限に限る)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

法律第七十一号

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

御名 御璽
平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

(抜粋)